

学校いじめ防止基本方針

東大阪市立岩田西小学校

平成31年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりの特性を伸ばし、すべての子どもに豊かな心情とたくましく生きぬく力を培う」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめは現在学校教育において喫緊の問題である。いじめは表面には出にくい事象である。そのため、全職員がすべての児童を見守り、情報交換を密にしていかなければならない。職員の意識をこれまで以上に高めていくとともに、子どもたちのいじめに対する意識も変えていかなければならない。すべての教育活動を通していじめについて指導を徹底していかなければならない。

本校においては現在表面的にはいじめ問題は起きていないが、いつでも起きるものとの意識を持っておかなければならない。

日常の学校生活の中で、小さなもめごとは日常的に起きている。このことがいじめにつながることは十分考えられることである。

このためにも、今回本校におけるいじめ防止基本方針を定め、いじめのない、児童が安心して学校生活がおくれる学校づくりをめざしていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会（生活指導部内）」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、こども支援コーディネーター、生活指導主担、人権教育主担、教務主任、各学年主任（学年生指）、養護教諭、担任、支援学級担任 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岩田西小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
四月	児童徒・保護者への相談窓口周知	児童・保護者への相談窓口周知	児童・保護者への相談窓口周知	児童・保護者への相談窓口周知	児童・保護者への相談窓口周知	児童・保護者への相談窓口周知	毎月の生活指導部会(児童の様子を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 アンケート回収箱の設置教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
五月	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	家庭訪問週間(家庭での様子の把握)	
六月	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	校外学習(人間関係づくり) 学校生活(いじめに関する)アンケート実施	
	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	
七月	人権学習(いじめをなくすために)	人権学習(いじめをなくすために)	人権学習(いじめをなくすために)	人権学習(いじめをなくすために)	人権学習(いじめをなくすために)	人権学習(いじめをなくすために)	
	保護者個人懇談(家庭での様子の把握)	保護者個人懇談(家庭での様子の把握)	保護者個人懇談(家庭での様子の把握)	保護者個人懇談(家庭での様子の把握)	保護者個人懇談(家庭での様子の把握) 宿泊学習(人間関係づくり)	保護者個人懇談(家庭での様子の把握)	

九月	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	
十月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	上半期のいじめ状況調査 アンケート回収箱の設置
十一月	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う	日曜参観 道徳または人権学習を行う
十二月	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	児童会行事（人間関係づくり） 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	
一月							
二月	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	保護者懇談週間（一年間の振り返り）	
三月							

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、（各学期の終わりに等）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

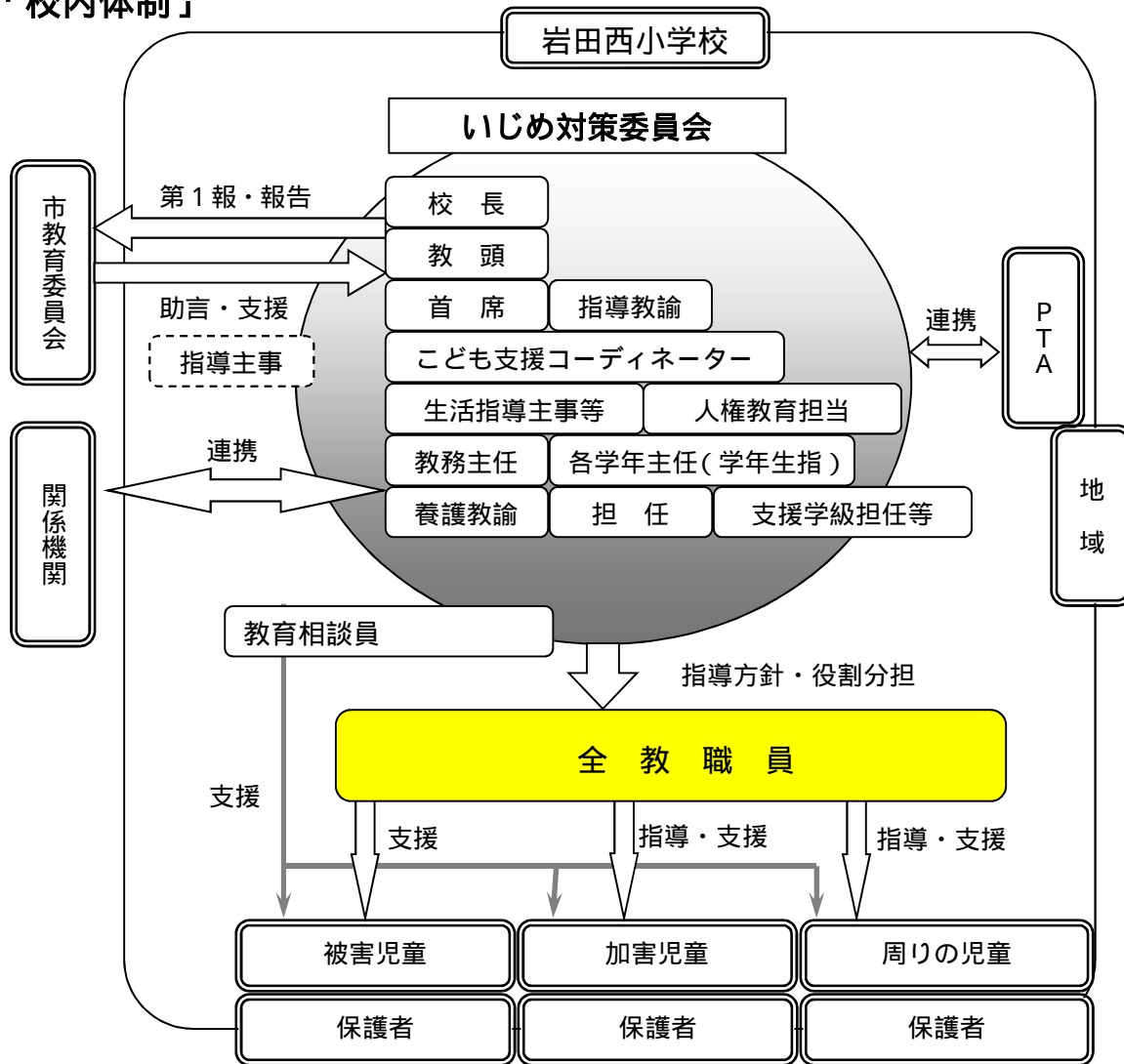
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

これらの取り組みを通して、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができる学校集団づくりをおこなっていく。

「校内体制」



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して毎月の学年会議や職員会議での情報の共有化を図る。また、「いじめ防止委員会」に速やかに情報を報告することを周知徹底しておく。

児童に対しては困ったことがあれば担任の先生だけでなく、話しやすい先生に相談すること。困っている友達を見たら、担任の先生または相談しやすい先生に伝えることの大切さを指導していく。

保護者に対しては子どもの変化に気付いた時点で学校に連絡し、学校と保護者が協力して問題に向き合っていくことの大切さを伝えていく。

地域に対して現在抱えている問題について別の立場からご意見をいただき、よりよい解決方法を見出していく。学校・保護者・地域が協力して問題解決に取り組むことが何より大切であることをご理解いただく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権教育や道徳教育のより充実を図るとともに、全ての教育活動を通じて取り組んでいく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意として、普段の子どもたちの様子をきめ細かく観察することが何より大切である。何気ない友達を傷つける言葉や悪ふざけによる暴力を許さない。毅然たる指導が必要である。友達の立場に立って物事を考えられるよう指導していく。

(4) 分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員の授業力の向上が何より必要である。個々の教職員の研修も必要であるが、学年でまた教科で教材研究するとともに、校内授業研究を通して研修を深めることが必要で

ある。また、時間が許される範囲で、校外での研究会にも積極的に参加し、授業力の向上をめざしていく。
(5) 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるためには、すべての教育活動の中で活躍できる場を作っていく。また、互いに認め合い、尊重できる集団づくりを行っていく中ですべての子どもが活躍できる場を作っていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むためには何かあったときに担任や両親・兄弟・友達など自分が相談しやすい人を作り、普段から対話を重ね、自分の思いを伝えておくよう指導しておく。特に担任は子どもたちの良き相談相手となるようつながりを深めていかなければならない。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員が互いに指摘しあえる職場環境づくりをおこなう。また、校内研修を通して、教職員の人権意識の向上を図っていく。
(6) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学級のみならず認められていること高い評価を受けていることを実感できる取り組みを行っていく。また、授業の中でも活躍できる場を作っていくよう取り組んでいく。学校でも家庭でも子どもをしかることよりほめることの大切さを知り、実践していくよう連携していく。

(7) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、創作劇などを通して、いじめる側・いじめられる側の立場になりそれぞれの思いを知り、いじめについて話し合っていく。その他子どもたちがいじめを自分の身近なものとして考えられるよう様々な機会を通して取り組んでいく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童の小さな変化や危険信号を見逃さないために、本校では「いじめ対策委員会」を中心にし、普段から教職員には危機管理意識を持ち、積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することを指導徹底していく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年に2回実施している。

定期的な教育相談としては、いつでも校長室を開放し、校長先生とお話ができるように呼びかけている。

日常の観察としては全教職員がすべての子どもたちを見守ることを徹底し、情報交換を密に行うようにしている

(2) 保護者と連携して、児童を見守るために家庭訪問や電話等で連絡を密にとるようにしている。

地域と連携して、児童を見守るため学校協議会や自治会の方々と連絡を密にとり連携を深めていく。ただ、個人情報もあり具体的なところまではお知らせできないこともある。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、管理職をはじめ「いじめ防止対策委員会」を相談体制として組織する。

(4) 「学校だより」により、相談体制を広く周知する。

「いじめ対策委員会」により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 学校教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に取り扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

そのために、本校ではいじめ問題が生じたときの対応について5段階に分けて対応方法を作成している。

- 1段階 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導をおこなう。(担任・学年で対応・解決)
- 2段階 管理職・生活指導担当を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を図る。(担任・学年・管理職生活指導担当が指導し、同じことが繰り返されない保護者を交えて指導する。)
- 3段階 警察や関係機関と連携して校内での指導を行う。(管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画をたて学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭でも指導するよう要請する。)
- 4段階 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行う。(教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。)
- 5段階 学校・教育委員会から警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。(教育委員会主導で警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。)

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会(仮称)が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会(仮称)において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童

が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

(1) 組織的な指導體制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく「いじめ防止委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

全教職員が共通理解を図る。いじめに関する指導記録を保存し、引き継ぎの時に情報提供する体制を作る。

校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に3回、年間計画に位置づけた、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

学校評価と教員評価

学校評価において、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような目標の設定、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。

教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。特に児童生徒理解未然防止や早期発見、そして問題発生の際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価する。

地域や学校との連携について

学校訪問や学校だよりなどを通じて家庭との連携を図る。また、学校協議会において学校・PTA・地域の方々と連携して対応していく。